



# GREEN MARKET

2026.12.2<sup>水</sup>-4<sup>金</sup> 10:00~17:00

BEYOND SDGs **エコプロ** 内@東京ビッグサイト [東ホール]

## 出展のご案内

申込締切

2026年  
7月24日<sup>金</sup>

# “環境にいい”だけではなく“自分にも心地いい”選択へ

暮らしを少し豊かにする サステナブルなモノ・コト・人が集まるマーケットです

GREEN MARKET は、作り手の想いや背景に触れながら、  
“自分らしいライフスタイル”や“未来につながる選択”に出会えるマーケットです。

エコプロ来場者をはじめ、  
感度の高い生活者、企業、学生、教育関係者など、  
多様な人々との新たなつながりを創出します。





## 1 共感を生むリアルな対話

作り手の想いや背景を直接届け、  
ブランドの魅力を深く伝えられます。



## 2 感度の高い来場者との出会い

エシカル・ウェルビーイング・循環型ライフ  
スタイルに関心の高い来場者が集います。



## 3 エコプロ内ならではの多様な接点

生活者だけでなく、  
企業・教育関係者・学生・メディアとの出会いも。



## 4 体験を通じたブランド発信

ワークショップや回遊企画を通じ、  
商品や世界観を体感いただけます。

### 【注力テーマ】

オーガニック  
植物由来



ウェル  
ビーイング



アップ  
サイクル



フェムケア



省エネ/再エネ



フェア  
トレード



循環型素材  
脱プラ



ローカル  
クラフト



## ■ こんな来場者と出会えます



感度の高い生活者

サステナブルや心地よい暮らしへの関心層



教育関係者

学校・地域・学びの場づくりに関わる人々



ファミリー

食・暮らし・教育への関心が高い層



企業担当者

ESG・CSR・サステナブル推進担当など



Z世代・学生

新しい価値観やブランドとの出会いを求める若い世代



メディア・発信者

新しいライフスタイルや社会潮流を探す人々



過去ご出展いただいた方々からの声をご紹介します。

## 会社全体の 売り上げUP

GREEN MARKET出展時に  
複数の大手百貨店などから  
POP UP出店のお声かけがあり、  
販路拡大の結果、  
売上が上昇しました。



## 今までにない 企業部署と 取引開始

サステナブルな年中行事の  
贈答品をお探しの企業と出会い、  
数百個規模を発注頂けることに。  
その後も毎年ご愛顧  
いただいています。



地元エリア以外の催事出展の  
機会を探していた所、  
ターゲット層が合致する  
GREEN MARKETに出会いました。

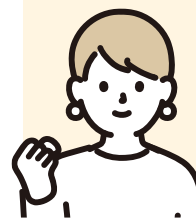
限られた予算の中で  
この規模の展示会に  
この出展料で出られ  
るのは貴重です！



## 関東エリア 開拓の 足がかりに

6万人を超える幅広い世代、  
バックグラウンドを持つ方が  
一堂に会するエコプロならではの  
機会を活かし、

BtoB、BtoCともに、  
貴重な市場ニーズを  
掴む事ができました。



## テスト マーケティング の機会として

## GREEN MARKET

名称 : GREEN MARKET/グリーンマーケット  
 開催期間 : 2026年12月2日(水)~4日(金) 10:00~17:00  
 会場 : 東京ビッグサイト 東ホール (BEYOND SDGs エコプロ2026会場内)  
 主催 : 日本経済新聞社  
 内容 : グリーンなライフスタイルを提案する販売・販売イベント  
 ターゲット : 20代~50代の女性、循環社会への意識が高い方



名称	エコプロEARTH [第28回] (BEYOND SDGs エコプロ内)
会期	2026年12月2日(水)~4日(金) 10:00~17:00
会場	東京ビッグサイト 東ホール
入場料	無料 (登録制)
主催	日本経済新聞社
後援 (昨年度情報)	内閣府、経済産業省、環境省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、消費者庁、(一社) サステナブル経営推進機構、(一社) 日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所、(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、千葉県教育委員会 [順不同/申請予定]
協力 (昨年度情報)	グリーン購入ネットワーク、(公財) 日本環境協会、全国連合小学校長会、日本私立小学校連合会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国国立大学附属学校連盟、全国小中学校環境教育研究会、私立大学環境保全協議会 [順不同/申請予定]
メディア協力 (昨年度情報)	日経ESG経営フォーラム、日経ビジネス、日経ESG、日経トレンディ、日本教育新聞 [順不同]
出展規模	550社・団体/1,000小間 [いずれも同時開催展を含む、全展合計の見込み]
来場者数	65,000人 [同時開催展を含む、全展合計の見込み]



出展小間料

1小間 ¥ **110,000** (税込) / 3日間

\*最大2小間までご出展可能

- **スペース：** 間口**3.0m** × 奥行**2.0m** (背面・側面の壁面パネルつき)
- **付帯設備：** システム壁面パネル (白)、小間番号プレート

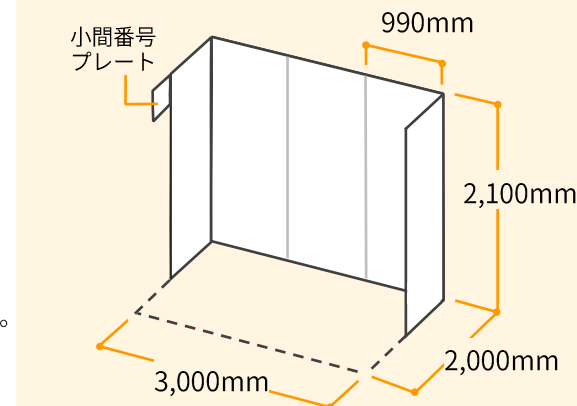
※隣接小間に接する側面パネルを外すことはできません。

※角小間 (側面パネルは左右どちらか1枚となります) をご希望の場合はお知らせください。  
なるべくご希望に添えるよう調整いたしますが、ご希望に添えない場合もあることを予めご了承ください。

※会場への搬入・搬出、設営・運営 (売上・在庫管理含む) は、各出展者様にて行っていただきます。






※ストックについては、会場内最寄りの共同ストックをご利用いただけます。

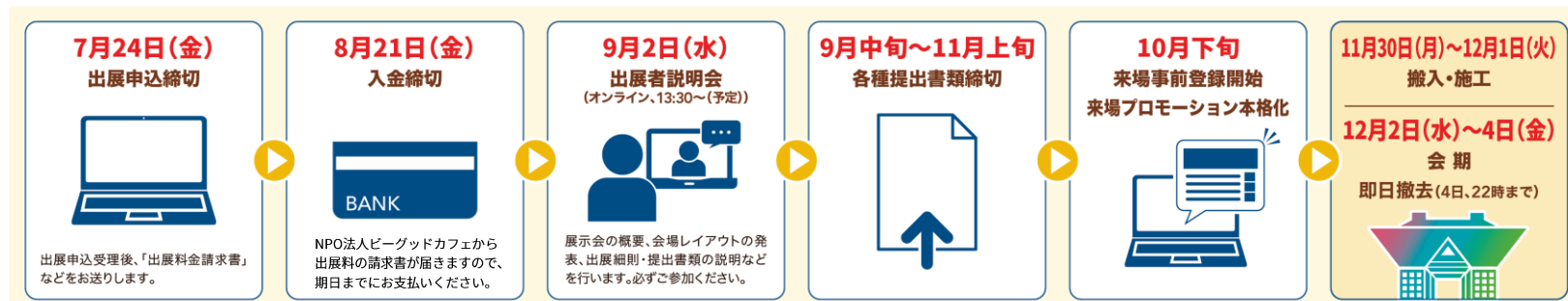
ブースイメージ



■ 出展小間料以外に発生する主な費用について ※詳細は9月2日(水)に行う出展者説明会(全社対象)でご案内します。

小間装飾費	床面のカーペットや机・椅子、電気・照明器具などの備品の手配、および社名板や小間装飾については、各出展者にてご手配・お持ち込みください。なお主催者でも展示台、パンチカーペット、椅子、映像機材などのオプション・リース備品をご用意しています。
電気工事費	<b>1kWあたり15,400円 (予定・税込) + 電気配線工事</b> ※小間までの配線と開閉器 (ブレーカー) 設置工事費および会期中の電気使用料を含みます。開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で実施いただくか、主催者リース備品のコンセントをお申込みください。
厨房設備費	試飲・試食については保健所指導にそって共同厨房設備が不要な範囲での実施を推奨しております。 ※共同厨房設備費は希望社数によりかかる金額が異なります。

- STEP 1**  **出展内容を入力**
- ① 出展申込専用サイト (<https://messe.nikkei.co.jp/ex/apply/index/EA/>) にアクセスください。  
 ② 「出展規約」に同意の上、申込フォームに必要事項を入力、お申し込みください。  
 ※イベントリニューアルに伴い、過去にエコプロへ出展実績のある出展者様も新規のお申し込み手続きをお願いします。  
 ※申込フォーム内「広告代理店および請求に関する情報」の「出展料金の請求方法」で、【指定の広告代理店を介して申し込む※広告代理店から出展料金を請求します】を選択し、「代理店コード」に【D00101(ディーゼロゼロイチゼロイチ)】とご入力ください。同ページの「申込小間数と出展料金」の「出展ゾーン」で【グリーンマーケット】をご選択ください。  
 ※申し込みシステム上、2小間以外の数字も出てきますが、グリーンマーケットで 出展可能なのは2小間以内です。(詳細次項)
- 
- STEP 2**  **出展申込書PDFをプリントアウト**
- 出展内容を主催者事務局で確認した後、「出展申込書提出依頼」のメールを出展担当者宛にお送りします。新規申込の場合は、このときに出展者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出展者マイページ」(\*\*\*\*\*\*)にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書をプリントアウトしてください。
- 
- STEP 3**  **出展申込書を提出**  
**締切日:7月24日(金)**
- プリントアウトした出展申込書に代表者印(または社印)を押印の上、以下の方法で主催者事務局までご提出ください。  
 ※押印した出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードするか、出展申込書の原本を主催者事務局まで郵送ください。(出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取り、お手元に保管してください。)  
 ※出展申込書を提出いただけない場合は、出展取り消しとさせていただきます。
- 
- STEP 4**  **出展申込書の受理**
- 主催者事務局から出展申込書を受理した旨、電子メール(出展申込受理メール)でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申込書を受理したものとします。また、追って請求書を発送します。
- 
- STEP 5**  **出展料の振込**  
**締切日:8月21日(金)**
- NPO法人ビーグッドカフェから出展料の請求書が届きますので、期日までにお支払いください。



**出展申し込みに関する諸注意** お申し込みにあたって、以下の点をご注意ください。

- 「出展規約」をよく読み、同意の上でお申し込みください。
  - 出展申込受理後のキャンセルはできません。出展者のやむを得ない事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合は、主催者が定める方法で主催者事務局まで届けてください。その場合キャンセル料として、出展申込受理メールを送信した日から請求金額の全額をお支払いいただきます。
  - 展示スペースには限りがあるため、主催者が募集する展示規模に達した際は、申込締切日より前に出展申し込みを締め切る場合があります。
  - 展示、実演においてガス、給排水、エアコンプレッサーの利用を予定される出展者は、出展申し込みの際、事務局までその旨お知らせください(なお、都市ガスは使用せず、プロパンガスの利用になります)。
  - 感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止を主催者が判断した場合、以下のとおり出展料金を返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します)。出展者の都合による出展キャンセルは、通常のキャンセル料がかかります。詳細は、出展規約をご参照ください。
- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 2026年10月6日(火)まで                     | 出展料金の100% |
| 2026年10月7日(水)から11月7日(土)まで           | 出展料金の80%  |
| 2026年11月8日(日)から11月29日(日)まで          | 出展料金の70%  |
| 2026年11月30日(月)から12月1日(火)まで[搬入・設営期間] | 出展料金の50%  |
| 2026年12月2日(水)から4日(金)まで[会期中・搬出撤去期間]  | 出展料金の0%   |

## ◆申込フォームのご入力内容について

・・・中略・・・

**広告代理店および請求に関する情報**

出展料金の請求方法を選択してください。広告代理店を介して申し込む場合は、請求方法で広告代理店を選び、代理店コードを入力してください。

**出展料金の請求方法**

**必須**  上で入力した出展担当者に請求書を送ってほしい  別の企業・団体(社内の別部署を含む)に請求書を送ってほしい ※下記に送付先の情報を入力してください

**選択**  指定の広告代理店を介して申し込む ※広告代理店から出展料金を請求します

出展小冊子の届込人名が「出展企業・団体名」と異なる場合は「別の企業・団体」にチェックし、必要事項をご記入ください。

**代理店コード**

**入力**

代理店コードが不明の場合は、お取り引きの広告代理店にご確認ください。

**代理店にもIDを通知する**

**選択**  広告代理店にも出展者マイページのIDを通知する

入力したコードに対応する広告代理店の名称は、次の画面で確認することができます。

今後の手続きや情報の登録を広告代理店が行う場合など、申込手続きの完了後にお送りする出展者マイページのID通知メールを、広告代理店にも同梱送信してほしいときにチェックしてください。

・・・中略・・・

**申込小間数と出展料金**

**出展ゾーン**

**必須**

一般出展  未来につながる食エリア

企画展 カーボンニュートラルテック  森と木で拓くSDGsゾーン（一般）

※「森と木で拓くSDGsゾーン（一般）」をご出展の際の窓口は 株式会社日経イベント・プロになります。

---

NPOコーナー  大学・教育機関コーナー

森と木で拓くSDGsゾーン（NPO）  森と木で拓くSDGsゾーン（大学・教育機関）

---

スタートアップコーナー

**選択**  GREEN MARKET

・・・中略・・・

GREEN MARKETブース 出展小間料: 110,000円(税込) ×  小間

**特記事項・その他**

車両を展示する  給排水を利用する  ガスを利用する  エアコンプレッサーを利用する

試飲・試食をする(詳細を以下に記入してください)

車両の展示や給排水、試飲・試食は後日、あらためて申請していただきます。

主催者へのご連絡事項などがありましたらお書きください(全角400文字まで)

※他団体との関係希望などは宛先で同記ください。

※入力方法などご不明な点がございましたら、本紙末尾のGREEN MARKET出展営業窓口 ([eco-pro@begoodcafe.com](mailto:eco-pro@begoodcafe.com)) までお気軽にお問合せください。

「指定の広告代理店を介して申し込む ※広告代理店から出展料金を請求します」を選択ください。

「D00101」とご入力ください。  
※アルファベット「D」の後は数字（ゼロゼロイチゼロイチ）です

「広告代理店にも出展社マイページのIDを通知する」を選択ください。

出展ゾーン内の「GREEN MARKET」を選択、申込小間数内の「GREEN MARKETブース」にて1小間/2小間のいずれかを選択ください。  
※申し込みシステム上、2小間以外の数字も出てきますが、グリーンマーケットで出展可能なのは2小間以内です

以下に該当する方は「特記事項・その他」欄にご入力ください  
●ワークショップを実施予定の方（現時点での内容などわかる範囲でご入力ください）  
●共同厨房（有料、費用は申込者数により変動）ご希望の方

※出展受理メールが届いた後、NPO法人ビーグッドカフェから出展料の請求書が届きますので、期日までにお支払いください。

日経グループのメディア活用

日経グループ(新聞、雑誌、インターネット ほか)各媒体に、社告、記事掲載、特集など本展に関する情報を掲載します。



▲日本経済新聞 記事



▲日本経済新聞 記事



▲日本経済新聞 [全15段]



▲日本経済新聞 [全5段]



▲日本経済新聞 電子版

来場対象者へのアプローチ(ダイレクトメール、インターネット)

日経主催展示会・イベントの過去来場者や、学校・教育機関、自治体などを中心とした来場対象者に、ダイレクトメールを発送。メールニュースの配信やインターネットの検索連動広告も活用します。



▲ダイレクトメール



▲メールニュース

広報・宣伝活動

広報事務局を設置し、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなどに向けて、ニュースリリースを送付するなど取材を誘致します。また、JR・地下鉄への交通広告、インターネット広告、ソーシャルメディア、テレビCMなどで告知します。



▲テレビCM



▲インターネット広告

DMチラシの配布

来場ご案内のためのDMチラシをお渡しします。



▲DM用チラシ [W225mm×H420mm / 4ページ]

## 【1.規約の履行】

1-1.出展者（共同出展者を含みます、以下同じ）は「BEYOND SDGs エコプロ」2026年開催の各展示会（「エコプロEARTH」「エコプロSOCIAL」「エコプロWELL」「サーキュラーパートナーシップEXPO」「日経健康経営・ロジエティEXPO」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します）に出展するにあたり、本規約、株式会社日本経済新聞社（以下「主催者」といいます）から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これらを以下「本展規約等」と総称します）を遵守しなくてはなりません。本規約等は、出展に関する全ての条件を規定するものであり、本規約等とは別にいかなる契約書類も締結することはありません。

1-2.出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みますが、主催者を含みません）（以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして、本展規約等を遵守させるものとします。

1-3.出展者等が本展規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含みます）を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、主催者と出展者との間の本展示会に関する出展契約（以下「本出展契約」といいます）の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができ、出展者等はこれに従うものとします。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。本項に基づき本出展契約が解除された場合でも、出展者が支払い済みの出展料金は出展者に返金されず、また出展者が出展料金を支払っていない場合には出展料金の全額を主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合は広告代理店）に支払わなければならない。本出展契約の解除により出展料金以上の損害が主催者およびその関係者に発生している場合には、主催者は出展者等に対して別途損害賠償を請求します。

1-4.主催者は、出展申し込みの不受理、本出展契約の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

## 【2.出展にあたっての諸注意】

2-1.本展示会への出展は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定されます。主催者は、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合（以下①～⑨の事例を含みますが、これらに限られません）には、出展申し込みの不受理および本出展契約の解除をすることならびに出展内容を一部変更させることができ、出展者等は主催者に異議を述べることができません。

- ①出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ②出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ③出展者等が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合
- ④他の出展者等や来場者等から苦情が予想される場合
- ⑤出展者等に法律違反、人権侵害、品質偽装、不適切会計、不正受給、刑事処分、重大な行政処分および行政指導違反等、深刻な不祥事または品行が発覚したとき。
- ⑥出展者が自らの法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
- ⑦出展者等が【10.反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合
- ⑧主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合
- ⑨その他、出展が不適当と主催者が判断する場合

2-2.主催者は、感染症等の発生や流行地域としてWHO（世界保健機関）や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域（以下「指定国・地域」といいます）の出展者の出展申し込みを不受理とし、出展者との契約を解除する場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者等の出展または来場においても、主催者の判断で主催者が指定する書類の提出を出展者等に対して求める場合があり、出展者等はこれに従うものとします。

## 【3.出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1.出展者は、出展申込書を主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を出展者に対して電子メールで送信した時点をもって正式な出展申込受理とし、本出展契約が成立するものとします。また、出展者は、本展示会に初めて出展申し込

みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」「登記事項証明書」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお、主催者が別途必要な添付資料を定める場合があります。主催者が求める資料を主催者が指定する期日までに提出いただかない場合、出展申し込みを不受理とすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

3-2.本出展契約の成立後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）に出展料金を請求します。出展者は主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）が定める期日までに主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに主催者への出展料金の支払いがない場合（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店から主催者への出展料金の支払いがない場合）、主催者は本出展契約を解除することができるものとします。この場合、出展者は1-3に基づき出展料金の全額を支払い、損害賠償の義務を負います（出展者が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません）。

3-3.主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮（会期中の打ち切り）を含みます。以下同じ）または延期する場合があります。主催者による出展者に対する中止の旨の通知が、以下の①～⑤に属するいずれかの日にされた場合、主催者に支払われた出展料金は、当該通知のあった日以下①～④の基準に基づき、主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）から出展者に対して返金されます（広告代理店を通してのお申し込みの場合は、主催者は広告代理店に返金し、広告代理店が出展者に返金します）。⑤の場合は返金しません。

- ① 2026年10月6日（火）まで……………出展料金の100%
- ② 2026年10月7日（水）から11月7日（土）まで……………出展料金の80%
- ③ 2026年11月8日（日）から11月29日（日）まで……………出展料金の70%
- ④ 2026年11月30日（月）から12月1日（火）まで [搬入・設営期間] ……………出展料金の50%
- ⑤ 2026年12月2日（水）から4日（金）まで [会期中・搬出撤去期間] ……………出展料金の0%

なお、主催者は、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

## 【4.出展契約の解約】

4-1.本出展契約の成立後における、出展者による本出展契約の解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、本出展契約の解約を希望する場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）は主催者が認める方法で主催者に届けたうえ、出展者が出展料金を支払っていない場合にはキャンセル料として出展料金の全額を主催者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）に対して支払わなければならない。また、出展者が出展料金を支払い済みのときは、当該出展料金は、キャンセル料に充当されるものとします。

4-2.キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は、出展者に対して別途損害賠償を請求します。

## 【5.展示スペースの割り当て】

5-1.出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定し、出展者はその結果に従うものとします。

5-2.出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3.前二項にかかわらず、主催者は、会場および所轄の警察署、消防署・保健所などによる指導・命令または他の出展者による出展キャンセル等があった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

## 【6.各種書類の提出】

出展者等は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。出展者等がその書類を提出せず、または指定期日までに提出できない場

合、主催者またはその関係者から展示計画等の変更を求められることや、主催者またはその関係者が提供する各種サービスを利用できないことがあり、出展者等はこれに従うものとします。

## 【7.展示に関するルールの概要】

- 7-1.出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
- 7-2.出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、すみやかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。
- 7-3.装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。
- 7-4.出展者等は、通路など自社小間以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- 7-5.出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者等の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者等に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。
- 7-6.出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 7-7.出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は本出展契約を解除し、次回以降の出展申し込みの不受理をする場合があります。
- 7-8.本展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
- 7-9.写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。
- 7-10.出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
- 7-11.その他、本規約等のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で当該出展者との本出展契約を解除する場合があります。

## 【8.個人情報の取り扱い】

- 8-1.出展者等は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。
- 8-2.出展者等は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。
- 8-3.出展者等が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者等は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。
- 8-4.主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。
- 8-5.出展者等が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用端末を使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者等は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な

要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、専用読み取り端末および本展示会システム等の障害によるデータ喪失について、責任を負いません。

- 8-6.主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の出展者に対する提供について説明しています。
- 8-7.出展者が個人情報保護法第28条第1項に定める「外国にある第三者」である場合、個人情報保護法に従って主催者が来場者に対して行う外国移転先に関する情報提供について、出展者は主催者に協力しなければなりません。
- 8-8.出展者が来場者の個人情報を個人情報保護法第28条第1項の「外国にある第三者」に提供する場合は、出展者の責任において個人情報保護法が要請する必要な措置を取る必要があります。

## 【9.損害賠償責任】

- 9-1.主催者はいかなる場合においても、出展者等が展示スペース、印刷物および本展示会のウェブサイトを使用することによって出展者等または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。
- 9-2.出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
- 9-3.出展された製品・サービスについて他の出展者等や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者等はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。
- 9-4.主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・短縮、および開催中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。
- 9-5.主催者の責により本展示会が会期の変更・短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し逸失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額（返金する出展料金額を含む）は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。
- 9-6.主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。
- 9-7.搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

## 【10.反社会的勢力の排除】

- 10-1.出展者は、出展者等が現に反社会的勢力（以下の①～⑧に掲げる者および団体をいう）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。
  - ①『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
  - ②『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
  - ③『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員
  - ④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人
  - ⑤暴力、威力、脅迫の言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
  - ⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」といいます）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
  - ⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
  - ⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2.主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

### 【11.その他】

11-1.本規約等および本出展契約に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者等は同意するものとします。

11-2.主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。

出展申込に関するお問合せ先

エコプロ2026 GREEN MARKET出展営業窓口 (担当：青野、太刀川)  
(NPO法人ビーグッドカフェ内)

直通TEL： **03-6413-8801** (平日10:00-17:00)

E-mail： **eco-pro@begoodcafe.com**

〒153-0044 東京都目黒区大橋2-12-9 パレスKY 401

NPO法人ビーグッドカフェ

TEL 03-6413-8801 FAX 03-6368-6410